

第四期岐阜県地域福祉支援計画  
骨子（案）  
（平成30年9月）

(目次)

第1章 計画の趣旨

- (1) 計画の性格
- (2) 計画の期間
- (3) 他の福祉関係計画との関係
- (4) 市町村地域福祉計画との関係
- (5) 計画の構成

第2章 地域福祉をとりまく状況

- (1) 福祉をとりまく情勢
- (2) 地域福祉の推進について

第3章 計画の理念と施策体系

- (1) 理念
- (2) 施策体系

第4章 施策の内容

- (1) 地域の福祉力を高める「地域づくり」
  - ① 地域の課題を「我が事」として捉え、考える場・機会づくり
  - ② 地域の福祉資源（住民活動、福祉サービス、学校等）の活用促進
  - ③ 包括的な相談支援体制の構築
  - ④ 高齢、障害、子ども・子育てなど各福祉分野における今後の方向性
- (2) 地域の福祉を担う「人づくり」
  - ① 地域福祉の担い手の確保・育成
  - ② 福祉人材の確保・育成・定着支援
- (3) 地域づくりを支える「仕組みづくり」
  - ① 成年後見制度等、権利擁護体制の充実
  - ② 生活困窮者自立支援対策の推進
  - ③ 買い物弱者支援・移動支援等、生活支援の充実
  - ④ 福祉のまちづくり、ユニバーサルデザインの推進
  - ⑤ 福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援

第5章 計画の推進

【参考資料】第三期計画における数値目標の進捗状況

# 第1章

## 計画の趣旨

### (1) 計画の性格

本計画は、社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村地域福祉計画の達成のため、各市町村を通ずる広域的な見地から市町村の地域福祉推進を支援するため策定することとされている「都道府県地域福祉支援計画」として策定するものです。

平成26年3月に策定した「岐阜県地域福祉支援計画」（第三期計画）は、平成31年3月末に計画期間が満了するため、その第四期計画として、福祉現場の声等を踏まえて各施策を総点検のうえ、人口減少・高齢化が進展する今後の社会を見据え策定するものです。

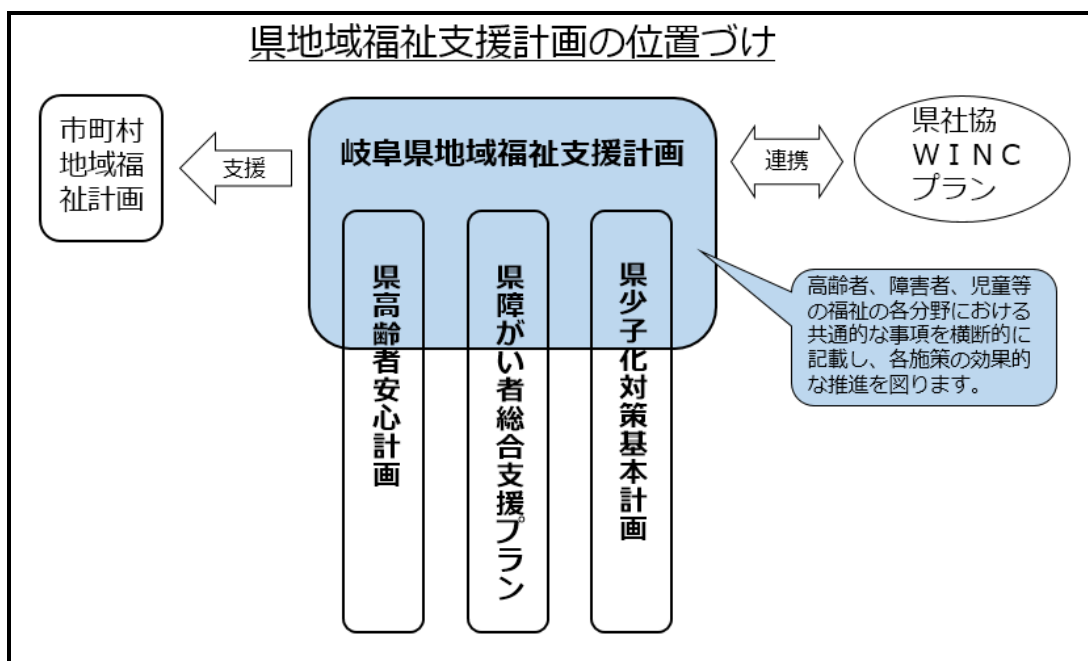
### (2) 計画の期間

計画の期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

### (3) 他の福祉関係計画との関係

本計画は、「岐阜県高齢者安心計画」、「岐阜県障がい者総合支援プラン」、「岐阜県少子化対策基本計画」など各福祉関係計画による施策の効果的な推進のために、各分野に関し共通して取り組むべき事項を記載するものです。

また、地域福祉の推進を担う県社会福祉協議会が、役割や事業の推進方策を計画的に推進するために策定する「WINCプラン」と連動性をもちながら、本県の地域福祉に関する施策を推進していきます。



#### 【関係する主な計画】

- ・岐阜県高齢者安心計画 ・岐阜県障がい者総合支援プラン ・岐阜県少子化対策基本計画
- ・医療介護総合確保促進法に基づく岐阜県計画 ・岐阜県健康増進計画 ・岐阜県保健医療計画
- ・岐阜県自殺総合対策行動計画 ・岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画
- ・岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 等

#### (4) 市町村地域福祉計画との関係

本計画は、市町村が策定する「市町村地域福祉計画」の達成のため、各市町村を通ずる広域的な見地から市町村の地域福祉推進を支援するため策定するものであり、市町村支援のガイドラインとしても位置付けられています。

#### (5) 計画の構成

社会福祉法第108条と計画策定ガイドライン（平成29年12月12日厚労省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」）で計画に盛り込むべきとされた項目をもとに、第2章では本県地域福祉の推進にあたって、地域福祉を取り巻く状況を整理しました。

第3章では、本計画の理念を設定し、理念の実現に向けて3つの基本施策、11の施策を掲げています。なお、この11の施策は社会福祉法及び計画策定ガイドラインで盛り込むべきとされた項目とも整合するものとなっています。

第4章では、11の施策について、現状と課題を分析のうえ、県としての今後の取組方針及び目標を設定しています。

#### ■社会福祉法（都道府県地域福祉支援計画）

※下線部は今回の改正・新設部分

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
  - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
  - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
  - 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

## 第2章

## 地域福祉をとりまく状況

### (1) 福祉をとりまく情勢

#### ① 人口減少・高齢化の進行

本県の人口は、平成17年に減少に転じました。今後も、少子化の影響を受けて人口の減少は続き、県の推計では平成30年7月1日時点の人口約200万人が、平成57年には約151万人へと大きく減少する見込みです。特に生産年齢人口が急激に減少していくと見込まれます。

また、65歳以上人口は、平成33年をピークに減少しますが、人口全体が引き続き減少するため、高齢者人口比率はその後増加を続け、平成57年には38.5%（2.6人に1人が65歳以上）になると推計しています。

#### ② 福祉サービスの提供を必要とする要支援者の増加

高齢化の進展にともなって、介護を要する高齢者の数は増加を続け、平成28年の約9万7千人から、平成37年には約11万8千人に及ぶと推計しています。

また、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあります。

さらに、医学の進歩等に伴い、医療を受けながら地域で暮らす方も増加しており、それに伴い福祉サービスのニーズも増加しています。

#### ③ 人口減少・少子高齢化による人材不足

急速な少子高齢化の進展により、日本全体の労働力は減少しており、様々な業種で人材不足となっています。本県の介護人材の推計では、平成37年に約6,300人の人材不足が見込まれています。また、民生委員やボランティア等、地域福祉の担い手不足、高齢化による後継者不足も課題となっています。

#### ④ 各分野における制度改正～「地域共生社会」の実現に向けて～

平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に地域共生社会の実現が盛り込まれました。「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会であり、その実現に向けて各福祉分野の制度が改正されています。

##### 1) 高齢福祉分野

団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制）の構築を進めるため、平成27年4月施行の介護保険法の改正により、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）は市町村が取り組む地域支援事業に移行され、多様なサービスの提供が可能となり、地域の実情に応じた取り組みができるよ

うになりました。また、市町村は、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置に取り組むこととされました。

## 2)障がい福祉分野

地域共生社会の実現に向けて、障害者の日常生活、社会生活を総合的に支援するため平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。平成28年には、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。平成29年には、高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが位置づけられました。

## 3)子ども・子育て分野

幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を推進するため、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。この制度により、すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を充実するための取組みが進められています。

平成28年に改正された「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、すべての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から被虐待児への自立支援まで、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、児童相談所の専門性や法的機能の強化、市区町村における相談体制の強化などが図られています。

また、平成29年に施行された改正母子保健法では、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を切れ目なく実施するために、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）の設置が市町村の努力義務として位置付けられました。

## ⑤ 社会福祉法人の地域における公益的な取組

社会福祉法人は、従来から、制度に基づく福祉サービスのほか、自主的に公益的な取組を行っていましたが、平成28年改正社会福祉法において、地域における公益的な取組が責務として明記され、社会福祉法人が地域社会に果たすべき役割が大きなものとなっています。

## ⑥ その他の地域社会を取り巻く状況

社会が多様化する中で、現在の地域生活の中で起きる問題は複合化・複雑化しており、福祉課題（生活課題）として、高齢、障害、子ども・子育て等の分野・制度ごとの「縦割り」では解決することが困難になっています。また、経済の低迷、雇用情勢の不安定化により、生活に困窮する人が増加し貧困問題が顕在化しています。

## (2) 地域福祉の推進について

### ① 地域福祉の推進とは

地域共生社会の実現に向けて、平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民や福祉関係者（事業者、ボランティア）が、世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療、地域社会からの孤立等も含めた「地域生活課題」を把握するとともに、支援関係機関と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉推進の理念が明確化されました。

#### ■社会福祉法（地域福祉の推進）

※下線部は今回の改正・新設部分

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### ② 地域福祉の方向性

少子高齢化、核家族化などの進展により、世帯あたりの人数が減少し、高齢者のみの世帯、高齢者のひとり暮らし世帯が増加しています。これは、かつてのような、三世帯が同居し若い世代によって高齢者が支えられたり、子育て世代が親世代や高齢者に支えられたりしていた状況が減少していることを意味し、家族による扶助機能が低下・弱体化していることを示しています。

また、経済・社会環境の変化による地域のつながりの希薄化や、人口減少の進展による地域の担い手不足により、地域で支え合うことが困難になっています。

住み慣れた地域で、すべての人が孤立することなく安心して暮らし続けるためには、「自助、互助、共助、公助」が連携・連鎖することにより、それらが各々の役割や特性を生かしながら、包括的かつ継続的に役割を発揮し、提供される必要があります。

しかし、それらの役割や特性は地域性によって異なるため、全国一律の方法はなく、地域の実情に応じた連携のあり方や方法を、地域住民や福祉関係者、関係機関が協働し、取組を進めていくことが重要です。

### ③ 当県における今後の地域福祉推進の方向性

少子高齢化・人口減少が進展する中で、地域住民、福祉関係者、関係機関など、各々が特性を生かしながら役割を発揮し、地域の実情に応じた取り組みを進めていくことができるよう、地域福祉施策を展開していきます。

#### ○地域の課題を「我が事」に

社会環境の変化、人口減少などの進展により、地域のつながりが希薄化しており、住民同士で支え合うことが困難となっています。住民が主体的に地域を作るために、住民が地域の課題を他人事とせず「我が事」として捉え、つながる仕組みづくりが必要です。

#### ○「縦割り」から「丸ごと」へ

従来、公的な支援制度は、高齢者、障がい者、児童などの対象者ごとに整備されてきました。しかし、昨今、個人や世帯の課題は、様々な分野の課題が絡み合って複雑化・複合化しており、課題に対して総合的な支援を必要とする状況がみられ、制度や分野ごとの「縦割り」で整備されてきた公的な支援制度では対応が困難になっています。

地域における多様なニーズに的確に対応していくためには、個人や世帯が抱える様々な課題に対して、分野を問わず包括的に支援するという「丸ごと」の支援体制が求められています。

#### ○社会的な孤立を生まない多機関によるネットワークづくり

社会環境の変化、少子高齢化、核家族化、人口減少などの進展により、地域のつながりの希薄化や家庭機能の低下が生じています。このような「つながり」の弱まりを背景に、他者との接触がほとんどない「社会的孤立」の問題や、働いていない50代の子を80代の親が面倒を見ている「8050」の問題、ひきこもりなど支援を必要とする人が自ら積極的にSOSを発信しない「見えにくい」問題が生じています。これらの問題を早期に発見し、適切な支援が行えるよう、福祉関係以外の機関も含めた多機関によるネットワークづくりが必要です。

#### ○人口減少を見据えた福祉人材の確保

高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加や複雑化する支援内容に対応するためには、より多くの福祉人材が必要となります。しかし、人口減少・急速な少子高齢化の進展により、様々な業種で人材不足となっており、今後福祉人材を増加させることは、現状よりも一層困難になることが見込まれます。

また、住民による地域での支え合いを担う人材も不足しています。「我が事」「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換を図るためには、専門的な福祉人材だけではなく、ボランティア等、多様な担い手を育成することが必要です。

福祉サービスや地域での支え合いを持続可能なものとするために、福祉分野における専門的な人材の確保と、地域福祉を担う人材の確保が急務となっています。



## ○新たに顕在化した地域生活課題への対応

高齢化の進展にともなう認知症高齢者の増加等により、成年後見制度の利用促進等、権利擁護体制の充実が求められています。また、買物や通院のための移動など、公的支援制度が対象としないような身近な生活課題へのニーズの増加、生活困窮者への支援など、地域において新たに顕在化する課題が生じています。

これらの課題に対して、地域の実情に応じた対応が必要であるとともに、課題によっては市町村を通ずる広域的な視点での対応も必要となります。

## 第3章

# 計画の理念と施策体系

### (1) 理念

#### 誰もが参加・協働し、安心して暮らせる地域づくり

住み慣れた家・地域において、孤立することなく安心して暮らし続けることは、誰もの共通した願いです。医療的ケアや介護が必要な状態になっても、高度・専門的なケアを受けながら、家族や地域の支えを受けて、これまでと変わらない「その人らしい安心のある自立した生活・人生」を送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできたところです。

しかし、家族構成の変化や人口減少により、近年、地域包括ケアシステムを支える「自助」「互助」の力が弱まっています。また、昨今では様々な分野の課題を抱え、従来の高齢者、障害者、子どもなど対象者別の公的支援では対応しきれないケースも増えています。

本計画では、住み慣れた地域において社会的に孤立することなく、いつまでも安心して暮らし続けるため、地域を構成するすべての人が「支え手」「受け手」といった役割に固定されることなく、役割を持ち、包括的な支援体制を構築していくことをめざし、「誰もが参加・協働し、安心して暮らせる地域づくり」を理念として掲げます。

理念の実現に向けての基本となる施策として、少子高齢・人口減少社会が進展する中で、地域で課題を解決していくという地域力や、お互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力を高めるため、福祉分野ごとの「縦割り」ではなく、包括的な支援体制を構築する「地域づくり」、地域福祉を担う人材や、福祉サービスを担う人材を確保・育成し、地域で支え合う力を高める「人づくり」、権利擁護の充実や、生活困窮者、買い物弱者等、地域における新たな課題に対応できる「仕組みづくり」の3つを基本施策として掲げます。

また、3つの基本施策の推進のため11の施策を掲げるとともに、11の施策毎に現状と課題を分析のうえ、県としての今後の取り組み方針及び目標等を設定しました。

なお、この11の施策は、社会福祉法及び国策定指針で盛り込むべきとされた施策項目とも整合するものとなっています。

## (2) 施策体系

### 本県地域福祉推進の施策

#### (1) 地域の福祉力を高める「地域づくり」

- ① 地域の課題を「我が事」として捉え、考える場・機会づくり
- ② 地域の福祉資源の活用促進
- ③ 包括的な相談支援体制の構築
- ④ 高齢、障害、子ども・子育てなど各福祉分野における今後の方向性

#### (2) 地域の福祉を担う「人づくり」

- ① 地域福祉の担い手の確保・育成
- ② 福祉人材の確保・育成・定着支援

#### (3) 地域づくりを支える「仕組みづくり」

- ① 成年後見制度等、権利擁護体制の充実
- ② 生活困窮者自立支援対策の推進
- ③ 買い物弱者支援・移動支援等、生活支援の充実
- ④ 福祉のまちづくり、ユニバーサルデザインの推進
- ⑤ 福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援

### 社会福祉法・国策定指針

(盛り込むべき5つの施策)

I 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

II 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

III 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

IV 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

V 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

## (1) 地域の福祉力を高める「地域づくり」

現状と課題

- 地域のつながりが弱くなっているため、地域での課題が人ごとになり、生活困窮者等、問題を抱えている人を早期に発見できない。
- 地域住民等による支え合い活動の内容が上手く啓発できていないため、住民が、自分の地域で行われている支え合い活動等を知らない。
- 分野を超えた複合的課題に対して、総合的に相談に応じる体制が整備されていない。

① 地域の課題を「我が事」として捉え、考える場・機会づくり

- 市町村地域福祉計画の実践支援  
市町村ヒアリングを通じて、市町村が策定する地域福祉計画の実現に向けた助言・支援を行います。
- 自治会や地域懇談会などの場を通じた、地域生活課題の把握と課題解決に向けた取組支援  
自治会の集まりや地域懇談会、認知症カフェ、子育て支援拠点など、既存の場等を活用して、地域生活課題や虐待・DV など家庭内の課題、地域との関わりが少ない方が抱える課題を把握し、課題解決に向けた取り組みを支援します。
- 福祉教育を通じて地域や福祉を身近なものとして考える機会の提供  
学校等と地域が連携し、子どもたちが地域との関わりを持つ取組や福祉の仕事への関心を深める取組を行います。
- 地域社会の一員としての企業への働きかけ  
地域での見守り体制への参加等、企業や法人が行う地域生活課題への取組を支援するとともに、企業や法人で働く人が地域活動に参加する取組を支援します。
- 防災、減災等、安全・安心への取組を通じて地域の課題を考える機会の提供  
要援護者への支援も含めた地域の防災力向上や、地域の安全・安心の取組強化を図る取組を通して、住民が地域生活課題を「我が事」として捉える機会づくりを支援します。

② 地域の福祉資源（住民活動、福祉サービス、学校等）の活用促進

- 地域の福祉資源の周知  
地域にある福祉サービスや支え合い活動等の情報を広く住民に周知する取組を支援します。
- 社会福祉法人が行う公益的な取組支援  
社会福祉法人が地域で行う公益的な取組を支援します。
- 地域での支え合い活動団体の設立・発展への支援  
すべての市町村において、世代間の交流や地域での支え合い活動が発展していくための支援を行います。

### ③ 包括的な相談支援体制の構築

- 既存の相談機関の多機能化・連携促進など、総合相談支援体制の構築支援  
育児と介護を同時に行うダブルケアや社会的孤立、ひきこもりなど、複合化・複雑化する課題に対して効率的・効果的な支援を行うために、相談機関の多機能化や連携強化の推進などにより、地域の実情に応じた総合相談支援体制の構築を支援します。
- 包括的な支援体制に対応できる人材（コーディネーター）の育成支援  
市町村が整備する包括的な支援体制において、複合化・複雑化した課題を解決するために関係機関との連絡調整などを行うコーディネーターとなる人材の育成を支援します。

### ④ 高齢、障害、子ども・子育てなど各福祉分野における今後の方向性

- 地域包括ケアシステムの深化・推進  
高齢者の方々が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進し、認知症高齢者の方やその家族も安心して生活できる地域づくりを支援します。
- 障がい者が安心して暮らせる社会環境づくり  
障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会環境づくりを推進し、障害児・者やその家族が安心して生活できる地域づくりを支援します。
- 子どもを安心して産み育てることができる地域づくり  
どの地域においても安心して子育てができるよう、子育て世代包括支援センターの設置や地域の実情に合わせた子育て支援を推進します。

### ■ 地域づくりに関する数値目標

項目	基準値	目標値 (平成35年度末)
① 地域懇談会等の開催率	79.7%(平成29年10月) (実施小学校区数/小学校区数)	100%
② 「地域での支え合い活動」を知らないと回答した者の率	30.8%(平成30年6月) (県政モニターアンケート結果)	15%
③ 包括的な相談支援体制の中核を担う相談支援コーディネーター養成研修受講者数	—	200人

## (2) 地域の福祉を担う「人づくり」

### 現状と課題

- 地域福祉を担う人材が固定化し、新しい人材が増えない。
- 地域福祉を支える担い手が高齢化し、若い世代に引き継がれない
- 福祉人材が不足している。

### ① 地域福祉の担い手の確保・育成

- 最も身近な地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の確保・活動推進  
地域福祉を担う民生委員・児童委員の確保に努めるとともに、複雑化する地域の福祉課題に対して、民生委員・児童委員が適切に対応できるよう、研修会開催等、活動支援に向けた取り組みを行います。
- ボランティア養成、マッチング支援  
働いている方、子育て中の方、障がいのある方、子ども等、誰もが気軽にボランティアに参加できるきっかけづくりや地域リーダーの育成を行う県ボランティアセンター、市町村社会福祉協議会、NPO等を支援します。
- 高齢者の活躍推進  
元気な高齢者が身近な地域での支え合い活動等で活躍できるよう、養成講座を開催します。
- ボランティア交流会の開催  
ボランティア活動の発展を図り、活動を行っているボランティア同士の情報交換や、新たにボランティア活動を始めるきっかけとなるボランティア交流会の開催を支援します。

### ② 福祉人材の確保・育成・定着支援

- 福祉人材総合支援センター等を中心とする福祉人材の確保、育成  
福祉人材総合支援センターを中心とする福祉人材の確保・育成・定着を支援します。特に、若年層に向けた普及啓発を促進します。
- キャリアパス制度の構築支援  
福祉人材総合支援センター、介護研修センターを活用した福祉人材のキャリアパス制度の構築支援を行います。

### ■ 人づくりに関する数値目標

項目	基準値 (平成29年度末)	目標値 (平成35年度末)
④ 高齢者を対象としたボランティア養成研修の受講者数	—	2,500人
⑤ 福祉人材総合支援センターを通じた就職者数	950人	2,000人

### (3) 地域づくりを支える「仕組みづくり」

#### 現状と課題

- 成年後見制度の利用等、権利擁護について十分に対応できる体制が整備されていない。
- 稼働年齢層の貧困問題が顕在化し、生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援が必要とされている。
- 高齢化に伴い、買い物弱者支援や移動支援等、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題が増えている。
- 高齢者、障がい者等、誰もが住み慣れた地域で暮らしていただくために、誰にも優しいまちづくりの推進が必要となっている。
- 福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等の再犯を防ぐため、地域社会での継続的支援が必要とされている。

#### ① 成年後見制度等、権利擁護体制の充実

- キャリアパス制度の構築支援

福祉人材総合支援センター、介護研修センターを活用した福祉人材のキャリアパス制度の構築支援を行います。

- 中核機関、地域連携ネットワーク構築の支援

成年後見制度利用促進のための中核機関の設置に向けた支援を行うとともに、単独設置が困難な市町村に対しては、広域設置に向けた支援を行います。

※中核機関とは、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、国の「成年後見制度利用促進計画」に基づき、市町村が整備する権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネーター（専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など）を担う中核的な機関。

- 福祉サービス第三者評価の受審促進、苦情解決の体制強化

福祉サービスの質の向上を図るため、事業者に対する第三者評価受審を促す取組みの実施、苦情解決の体制強化を図ります。

#### ② 生活困窮者自立支援対策の推進

- 生活困窮者自立支援制度における任意事業の実施支援

生活困窮者自立支援制度の任意事業を全市町村で実施できるよう支援します。

※任意事業とは、「生活困窮者自立支援法」に基づき市町村が実施する任意事業のうち、実施が努力義務とされている「家計改善支援事業」と「就労準備支援事業」。

#### ③ 買い物弱者支援・移動支援等、生活支援の充実

- 地域の実情に応じた買い物支援、移動支援の推進

買い物支援や移動支援が必要な方に対して、地域の実情に応じた支援を行います。

#### ④ 福祉のまちづくり、ユニバーサルデザインの推進

##### ● パーキングパーミット制度の普及

平成31年度に導入予定のパーキングパーミット制度の適正な運用が図られるよう、啓発活動を行うとともに、登録駐車場の確保に努めます。

※パーキングパーミット制度とは、身障者用駐車場について、「不適正利用がある」「見た目上障害があるとわからない方が利用しづらい」といった問題を解決することを目的に、利用できる対象者（歩行が困難な方）の要件を設定し、利用証を交付する制度。施設管理者の協力により、対象となる駐車場の登録を届け出てもらい実施する。

##### ● 福祉のまちづくりの推進

障がい者等の安心、安全な地域生活を確保するために、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの普及等、誰にも優しいまちづくりを推進します。

#### ⑤ 福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援

##### ● 「岐阜県再犯防止推進計画」の推進

安心・安全な地域づくりのために、犯罪をした者の再犯を防ぎ、地域に定着できるよう、再犯防止計画の推進を図ります。

#### ■ 仕組みづくりに関する数値目標

項目	基準値 (平成29年度末)	目標値 (平成35年度末)
⑥ 成年後見制度利用促進のための中核機関の設置市町村数	0市町村	21市町村
⑦ 生活困窮者自立支援制度で努力義務化された任意事業の実施市町村数	25市町村	42市町村
⑧ パーキングパーミット制度に登録された駐車場の台数	—	7,000台



- 地域住民等は、地域生活課題を「我が事」としてとらえ、「支え手」「受け手」という関係を固定せず、誰もが役割を持ち、互いの存在を認め合い、支え合うことが求められています。
- 地域生活課題の解決に向けては、従来の高齢、障害、児童といった専門的な枠組みでとらえることなく、本人や世帯が抱える様々な課題を包括的に支援していくことが必要です。
- 複合的な課題を抱える者の多くが地域から孤立、あるいはどこに相談していいかわからないという状況にあることから、民生委員・児童委員等の地域の関係者等が連携し、相談に来られない等、自ら支援を求めることができない者について積極的に把握し、早期支援につなげる体制を構築することが求められます。
- 地域の社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者は、関係機関と連携し、課題の解決を図るよう留意するとともに、地域福祉の推進に係る取組との連携にも配慮しながら、福祉サービスを提供することが必要です。
- 県は、市町村がこうした支援体制を構築するためのネットワークづくりや、先進的事例の情報提供、包括的な支援体制において複雑化する課題解決のためにコーディネーター役となる人材の養成などの支援を行っていきます。
- また、県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会や県をはじめ、県内の関係機関の連携・ネットワークの中核として、地域福祉推進に関する本県のシンクタンク機能や人材養成、市町村社会福祉協議会等に対する支援施策の実施機関としての役割を担います。
- 策定した地域福祉支援計画は、計画の進捗管理を行うための組織を設置し、毎年、評価・検証を行います。

【参考資料】第三期計画における数値目標の進捗状況

第三期岐阜県地域福祉支援計画では、地域での支え合いによる制度外サービスの普及・拡大を図るために、6つの項目の数値目標を掲げ、推進を図ってきました。

項目	目標値 (平成30年度末)	実績(※) (平成29年度)
①団体づくりに対する県支援制度を活用して設立した団体数	120団体	160団体
②拠点づくりに対する県支援制度の活用箇所数	200か所	128か所
③地域の支え合い人材育成につながるボランティア講座の実施率	100% (42/42市町村)	95.2% (40/42市町村)
④地域の団体組織のネットワーク形成促進のための懇談会・座談会の実施率	100% (374/374小学校区)	79.7% (298/374小学校区)
⑤見守りネットワーク活動実施率	100% (8375/8375自治会)	84.9% (7110/8375自治会)
⑥助け合い(生活支援)活動実施率	50% (187/374小学校区)	36.9% (138/374小学校区)

※平成29年度実績：平成29年10月1日現在の実績（①②は平成30年3月31日現在の実績）

※①、②は「岐阜県地域での支え合い活動支援事業費補助金」を活用して、ふれあいサロン活動など制度外サービスを地域の住民等による支え合い活動を行うための団体設立、拠点整備を行った数。